

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※当社は紹介手数料に関し、上記の内容で厚生労働大臣に届出を行い受理されております。

実際に適用する手数料は、契約書により上記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

〔返戻金について〕

当社は紹介した方が1ヶ月以内に退職した場合に限り、上限を50%として手数料を返戻する制度を設けています。尚、紹介した方の退職が専ら求人者の事由によるものである場合、手数料の返戻は発生しないものとし、当該退職が求人者の支払い前であっても求人者の支払い義務は消滅しないものとします。

高 木 工 業 株 式 会 社

許可番号 13-ユ-300306